

施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立東大和南高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 都合により使用の取消しを行う場合は、前日までの平日に御連絡ください。
- 3 屋外施設が天候により使用できなかった場合は、速やかに運営委員会に申し出て、使用取消しの承認を受けてください。
- 4 学校施設の使用当日、使用団体責任者は、学校が求めた際に提示できるよう、使用承認書及び使用団体登録証を携帯してください。
- 5 使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 6 自動車及びバイクでの来校は禁止します。近隣の駐車場をご利用ください。
荷物の運搬等で必要な場合は、事前に学校にご相談ください。
- 7 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 8 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 9 校舎内への立入りは厳禁です。
トイレは外トイレを使用してください。飲料等は持参してください。
- 10 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、学校にお知らせください。その後、学校の指示に従ってください。
- 11 敷地内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 12 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、敷地内に立入りはできません。
- 13 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 14 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
(【例】 体育館：体育館用各スポーツシューズ、テニスコート：テニスシューズ等)
- 15 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 16 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 17 敷地内は、禁煙です。敷地外の喫煙場所まで移動してください。
また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶等は持ち帰ってください。
- 18 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 19 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。